

飯塚市障がい当事者団体等活動補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市障がい当事者団体等活動補助金交付要綱

飯塚市障がい当事者団体等活動補助金交付要綱(平成23年飯塚市告示第95号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)の社会参加と自立の促進等を図ることを目的として、障がい者等、その家族、地域住民等(以下これらを「地域住民等」という。)で構成された障がい当事者団体等の活動支援のための補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「障がい当事者団体等」とは、市内に住所を有する地域住民等で構成された団体又は市内に活動の拠点を置き、市内に住所を有する地域住民等が構成員の多数を占める団体で、主として市内で活動する団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる団体(以下「補助対象者」)は、障がい当事者団体等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助の対象としない。

- (1) 未成年者のみで構成される団体
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体
- (3) 営利活動を目的とした団体
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)並びに暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)を構成員に含む団体及び次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの。

ア 暴力団員が実質的に運営しているもの

- イ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し又は使用しているもの
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた団体
(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、第1条に掲げる目的を達成するために行う次の各号に掲げる団体活動事業で、営利を目的としない事業とする。

- (1) 障がい者等及びその家族が、互いの悩みを共有し、情報の交換ができる交流会事業
- (2) 障がい者等及びその家族を含めた地域における災害対策事業
- (3) 障がい者等が仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける活動(ボランティア活動等)の支援及び障がい者等に対する社会復帰事業
- (4) 障がい者等の社会参加促進を目的として実施する各種スポーツ大会の開催・参加、その他レクリエーション活動等の事業
- (5) 障がい者等の自立促進を目的として実施する会員相互の学習会、他の機関との交流、その他会員の能力向上を図る事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助事業として市長が必要と認める事業

2 補助対象者は、補助事業等の実施に際しては、障がい者等及びその家族へ積極的な周知を図ることとし、十分な補助効果が認められるよう事業の展開に努めなければならない。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は対象事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費に限る。)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料に限る。)使用料、賃借料及び備品購入費(取得単価2万円未満のものに限る。)並びに負担金とする。

2 前項の規定にかかわらず次の各号に掲げる経費は補助金の対象としない。

- (1) 団体及びその事務所の運営(総会や事務所管理費等)に関する経費などの間接経費
- (2) 領収書を徴することができない経費(交通費等実費弁償分を除く。)
- (3) 市外で実施される事業にかかる経費(全国や県等の障がい者団体等が実施する研修会、講演会、スポーツ大会等へ参加するための旅費、賃借料及び出席者負担金を除く。)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の9(ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。)とし、予算の範囲内において市長が別に定める。

(補助事業の事前審査)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市長が別に定める期日までに事業提案書、提案事業収支予算書、障がい者団体概要書(以下これらを「事前審査書類」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する事前審査書類の提出があったときは、これを審査し、事業の採否を決定し、通知書により通知するものとする。

(交付申請)

第8条 前条第2項の規定による審査により事業が採用された補助対象者は、交付申請書及びその他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(実績報告の提出)

第9条 補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業が完了したときは補助事業が完了した日から起算して1箇月を超えない日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了した翌年度の4月30日のいずれか早い日までに規則第13条に規定する補助事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(経理書類の整備)

第10条 交付決定者は、補助事業にかかる経費の収支を明らかにした書類等を常に整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第11条 書類の様式その他の補助の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(飯塚市障がい者バス借上助成要綱の廃止)

2 飯塚市障がい者バス借上助成要綱(平成18年飯塚市告示第138号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行日前に申請された飯塚市障がい者バス借上助成金の交付については、なお従前の例による。